

## 預貯金を遺産分割の対象とした 最高裁判決

最高裁大法廷平27年(許)第11号、平28・12・19決定 (LEX/DB 2544833)

### Brush up Point

本件は、遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件で、租税事件ではないが、今後の相続実務への影響は大きい事件である。

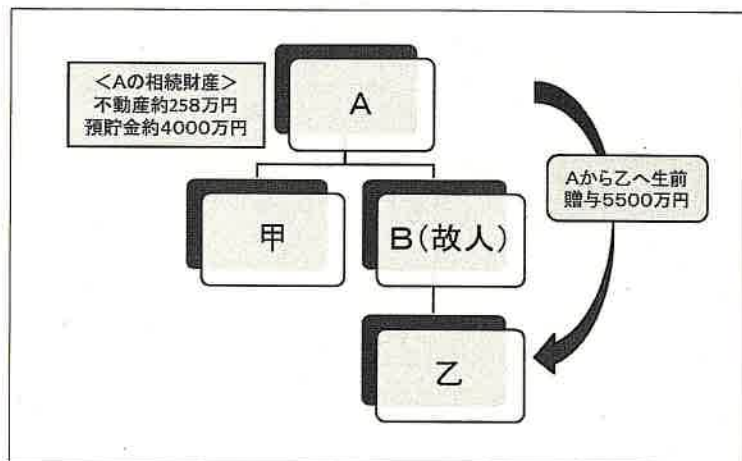
争点は、被相続人名義の預貯金が遺産分割の対象となるか否かといったものであるが、最高裁大法廷は、従来の判例変更をし、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」と判示した。

### I. 事実関係

原告人甲は、Aの弟の子であり、Aの養子である。相手方乙は、Aの妹でありAと養子縁組をしたB（平成14年死亡）の子である。Aは、平成24年3月に死亡した。Aの法定相続人は、甲と乙である。

Aは、不動産（価額は合計258万1995円）のほかに、預貯金を有していた。甲と乙との間で本件預貯金を遺産分割の対象に含める合意

はされていない。乙は、Aから生前に約5500万円の贈与を受けており、これは乙の特別受益に当たる。



原審は、この事実関係の下において、本件預貯金は、相続開始と同時に当然に相続人が相続分に応じて分割取得し、相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象とならないなどとした上で、甲が本件不動産を取得すべきものと判示した。

### II. 主たる争点と当事者の主張

本件の争点は、Aの共同相続人である甲と乙の間におけるAの遺産の分割申立てであるが、甲は、次のとおり主張した。本件で問題とされている預貯金は、現金と同様に具体的な遺産分割の方法を定めるにあたっての調整に資する財産に近いものとして想起される。共同相続の場合において、一般の可分債権が相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されるという理解を前提としながら、遺産分割手続の当事者の同意を得て預貯金債権を遺産分割の対象とするという運用が実務上広く行われてきている。したがって、本件預貯金は、相続開始と同時に当然に相続人が相続分に応じて分割取得し、相続人全員の合意がない限り遺産分割の対象とならないなどとした原審は是認することができない。

### III. 判決の要旨

最高裁は、まず、預貯金債権について、次のとおり判示した。「普通預金債権及び通常貯金債権は、いずれも、1個の債権として同一性を保持しながら、常にその残高が変動し得るものである。そして、この理は、預金者が死亡した場合においても異なるというべきである。すなわち、預金者が死亡するこ

とにより、普通預金債権及び通常貯金債権は共同相続人全員に帰属するに至るところ、その帰属の態様について検討すると、上記各債権は、口座において管理されており、預貯金契約上の地位を準共有する共同相続人が全員で預貯金契約を解約しない限り、同一性を保持しながら常にその残高が変動し得るものとして存在し、各共同相続人に確定額の債権として分割されることはないと解される。そして、相続開始時における各共同相続人の法定相続分相当額を算定することはできるが、預貯金契約が終了していない以上、その額は観念的なものにすぎないというべきである。預貯金債権が相続開始時の残高に基づいて当然に相続分に応じて分割され、その後口座に入金が行われるたびに、各共同相続人に分割されて帰属した既存の残高に、入金額を相続分に応じて分割した額を合算した預貯金債権が成立すると解することは、預貯金契約の当事者に煩雑な計算を強いるものであり、その合理的意思にも反するとすらいえよう。」

また、同様に、最高裁は定期貯金債権についてもその契約上の特質から、「定期貯金債権が相続により分割されると解すると、それに応じた利子を含めた債権額の計算が必要になる事態を生じかねず、定期貯金に係る事務の定型化、簡素化を図るという趣旨に反する。他方、仮に同債権が相続により分割されると解したとしても、同債権には上記の制限がある以上、共同相続人は共同して全額の払戻しを求めざるを得ず、単独でこれを行わせる余地はないのである」と判示した。

そこで、以上により示された預貯金の一般

の性格等を踏まえつつ各種預貯金債権の内容及び性質をみると、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」と結論づけ、「最高裁平成15年(受)第670号同16年4月20日第三小法廷判決・裁判集民事214号13頁その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、ずれも変更すべきである。」と判例変更を行い、原審の判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるので、原決定は破棄を免れず、さらに審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻した。なお、以上の法廷意見に対し、複数の補足意見と一つの意見がある(後述)。

#### IV. 解 説

〔1〕預貯金等の可分債権について、相続においてどのように取り扱うべきかという点につき、従来から大別して2つの説があった。すなわち、①可分債権については、他の財産と異なり、相続によって遺産分割をしないでも、直接に個々の共同相続人に対して、各自の法定相続分に応じた債権が相続されるという考え方(分割債権説)と、②他の財産と同じように、相続によって共同相続人全員でその可分債権を共有または含有する状態になるものとし、遺産分割によって具体的な金額を決めていくという考え方(共有説(または含有説))である。最高裁は、谷内事件(最高裁一小昭27(オ)第1119号、昭29・4・8判決)で、「相続人数人ある場合に

いて、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」と判示し、①の分割債権説をとっていた(その他、最判三小昭30・5・31、最判平16・4・20等も同旨)。ただし、①の分割債権説に立つ場合でも、共同相続人間でそれを遺産分割の対象財産に含めるという合意をすれば、遺産分割の対象となっていた。このように、従来、分割債権説をとっていた最高裁が、本件で、預貯金(預貯金払戻請求権)については、他の可分債権と異なり、遺産分割の対象になるとしたことは判例変更であり、その意義は大きい。

〔2〕今回、最高裁が判例変更した理由には、様々な要因があろうが、預貯金と遺産分割に関しては、上記判例の他にいくつかの重要な判例が存在していた。たとえば、(旧)郵便局定額貯金について、最高裁(最高裁二小平21(受)第565号、平22・10・8)は、郵便局定額貯金については、据置期間の定めがあることや、その据置期間中には分割払戻しをしないとの条件で預入れていること等の契約の特殊性を考慮して、「同法(筆者注:郵便貯金法)は、同債権の分割を許容するものではなく、同債権は、その預金者が死亡したからといって、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはないものというべきである。」と判示している。これは同じ郵便局の通常貯金や一般銀行の定期預金との取扱いと異なる判断であり、まさに預貯金について不透明な取扱いが問題点とされていた。

また、本件の特徴は、先の図に示したとおり、Aから乙へ500万円の生前贈与があり、過大な特別受益があることが問題となっている。本件預貯金についてこれを遺産分割において考慮しないことは、甲に大きな不利益をもたらすのである。今回の最高裁の判例変更は、このような事情を考慮した上での判断で、相続人間の比較衡平(実質的公平)を考えた場合、妥当な判決であると考えられる。

〔3〕ただし、実務上は、預貯金等が遺産分割の対象となると、金融機関は遺産分割協議書の確定を待たずにその払い戻しに応ずることができず、その間、預貯金が凍結されることとなる。この点につき大橋正春裁判官は法廷意見に対する意見で、「私は、可分債権を含めた相続開始時の全遺産を基礎として各自の具体的相続分を算定し、これから当然に分割されて各自が取得した可分債権の額を控除した額に応じてその余の遺産を分割し、過不足は代償金で調整するという見解(以下「分割時考慮説」という。)を採用すべきものと考え……被相続人の生前に扶養を受けていた相続人が預貯金を払い戻すことができず生活に困窮する、被相続人の入院費用や相続税の支払に窮するといった事態が生ずるおそれがあること、判例を変更すべき明らかな事情の変更がないことなどから、普通預金債権及び通常貯金債権を可分債権とする判例を変更してこれを準共有債権とすることには賛成できない」と指摘している。一方で、大谷剛彦裁判官らは補足意見で、「特定の共同相続人の急迫の危険を防止するために、相続財産中の特定の預貯金債権を当該共

同相続人に仮に取得させる仮処分(仮分割の仮処分。家事事件手続法200条2項)等を活用することが考えられ、これにより、共同相続人間の実質的公平を確保しつつ、個別的な権利行使の必要性に対応することができるであろう」と指摘している。実務的には、今後、一部払戻しを認める家裁の仮処分を活用することが参考となるであろう。

〔4〕なお、本判例の射程は、必ずしも他の金銭債権を含む可分債権全般に適用されるものではない。筆者は、以前、共同相続した賃貸不動産の賃料帰属問題につき、最高裁(最高裁一小平16(受)第1222号、平17・9・8)が、「相続開始から遺産分割までの間に遺産である賃貸不動産から生ずる賃料債権は、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当であり、後にされた遺産分割の影響を受けない」と判示した点につき、主に租税実務的観点から、担税力や徴税上の問題を重視し、上記②の共有説的判断を取るべきであると主張した(渡辺充『検証! 藤山税務訴訟判決』36-45頁ぎょうせい2008年)。今回の最高裁判決により、この問題も直ちに判例変更されるものではないが、一般市民が考える法への常識に、法解釈が接近する必要があると考える。





